

障害を理由とする差別解消推進県民会議
構成団体・事業者 各位

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和 7 年度障害のある人への合理的配慮の提供を促進するための助成事業に
ついて（第 2 回公募）

日頃から、本県の障害保健福祉施策の推進につきまして、格別の御理解、御協力を
賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、平成 29 年度から企業や県民等による、障害のある人への合理的配慮の提供を促
進する取組に対する助成を行っています。

このたび、今年度 2 回目の助成事業の公募を開始しますので是非御応募ください。

なお、御不明な点等ありましたら、お手数ですが下記担当までお問い合わせください。

記

1 対象者

団体及び事業者であって、事業を適確に遂行できる能力が認められるもの

2 対象事業

ア 事業者を対象にして行う、合理的な配慮への理解を深めるための講演会又は研修会
の開催に関する取組

イ 県民を対象にして行う、障害特性や場面に応じた合理的な配慮の提供方法への理解
を深めるための講演会又は研修会の開催に関する取組

（対象外のもの）

- ・備品の購入が目的であるもの
- ・事業者、団体等の業務で、法律で定められているなど、実施する責務・義務がある
と認められるもの
- ・以前から実施している事業をそのまま継続する事業（拡充を伴う場合を除く）
- ・営利を目的とする事業 など

3 補助額等（※予算の範囲内での補助となります）

20 万円以内（講演会の講師への謝金・旅費、会場使用料等）

4 応募締切・応募方法等

- ・令和 7 年 8 月 29 日（金）までに、郵送、持参又はメールにより必要書類を提出してく
ださい（郵送の場合は必着）。

- ・公募要領及び様式等を、県障害者政策課ホームページで公開しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/kyoseishakai/1002995/1023613.html>

5 その他

応募締切後、県による審査を経て、9 月下旬以降に補助金交付決定を行う予定です。

補助対象事業の着手は交付決定後が原則ですが、早急に実施したい事業がある場合は、
下記担当まで御相談ください。

担 当 障害者政策課障害者政策班
電話番号 054-221-3599
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp